

第4回

葉山町公共下水道審議会

**令和7年5月21日
環境部下水道課**

目次

略（概要説明：説、議題：議）

1 説 第3回審議会の振り返り

2 議 使用料改定に関する審議

- ① 現行経営戦略との比較について
- ② 使用料算定期間の設定について
- ③ 平均改定率の設定について
- ④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

1 説 第3回審議会の振り返り

第3回審議会 議事録（概要版）

第3回審議会の議事録については、別紙1・2のとおりです。

第4回審議会終了後に別紙1及び第3回審議会説明資料を町HPに掲載させていただきます。

第3回審議会のご意見等に対する回答

●現行経営戦略で見込んでいた使用料改定幅に対し、大幅に改定率が上昇する理由
(どの費用がどれだけ上昇したか)

●使用料改定率のケースワーク一覧を、一覧表で示す

⇒本審議会の議事において提示いたします。

2 議 使用料改定に関する審議

- ① 現行経営戦略との比較について
- ② 使用料算定期間の設定について
- ③ 平均改定率の設定について
- ④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

2-① 現行経営戦略との比較について

●現行経営戦略策定時と現状の主な違いは以下のとおりです。

○減額要因

- ・職員給与費について、現行経営戦略の8人から1名削減の7人で想定
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：▲1,995千円

○増額要因

- ・労務単価（＝委託を行う際の費用）の高騰
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：＋90,665千円
- ・物価上昇に伴う、電気料金・薬品等の資材価格の高騰
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：＋124,582千円
- ・現行経営戦略では想定していなかった緊急修繕の増加に伴う処理場等の修繕費用の増加
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：＋84,668千円
- ・政策金利の上昇に伴う、企業債の支払利息の増加
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：＋69,709千円
- ・近年は物価上昇や人件費の上昇が毎年続いており、今後も上昇傾向（2%/年）が続くものと想定



このような費用上昇の影響等により、令和8（2026）年～令和10（2028）年の間に要する費用は、**現行経営戦略で見込んでいた費用の約1.5倍**

2 議 使用料改定に関する審議

- ① 現行経営戦略との比較について
- ② 使用料算定期間の設定について
- ③ 平均改定率の設定について
- ④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

2-② 使用料算定期間の設定について

●使用料算定期間

使用料算定期間は、「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」において、以下のとおり設定されています。

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。これらのことから、**使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定**することが適当である。

出典：「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」より抜粋

- ・ 供用開始の平成10（1998）年度以降、25年間使用料改定を未実施
- ・ 近年の物価上昇は、過去に類を見ない状況であり、将来予測は非常に難しい状況です。

以上の点から、使用料改定を予定している

令和8（2026）年度から3年間：令和8（2026）年度～令和10（2029）年度
と設定したいと考えています。

2 議 使用料改定に関する審議

- ① 現行経営戦略との比較について
- ② 使用料算定期間の設定について
- ③ 平均改定率の設定について
- ④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

2-③ 平均改定率の設定について

●ケースワーク一覧表 ⇒ 下表参照

ケース		使用料単価 (下段 R5 : 134円/㎡に対する改定率)			経営の見通し				評価
		R8～R10	R11～R13	R14～R16	経費回収率	経常収支比率	資金残高	損益	
(1) 最新事業予定を踏まえた 現行経営戦略の検証		150円/㎡ (11.9%)	150円/㎡ (11.9%)	165円/㎡ (23.1%)	×	×	×	×	×
(2) 「最新事業予定+ 町直営」に必要な 使用料	① 経費回収率 100%を目標	199円/㎡ (48.5%)	210円/㎡ (56.7%)	233円/㎡ (73.9%)	○	×	△	×	△
	② 経常収支比率 100%を目標	207円/㎡ (54.5%)	236円/㎡ (76.1%)	278円/㎡ (107.5%)	○	○	○	○	○
(3) 「最新事業予定+官民連携」に対する 現行経営戦略の検証		150円/㎡ (11.9%)	150円/㎡ (11.9%)	165円/㎡ (23.1%)	×	×	×	×	×
(4) 「最新事業予定+ 官民連携」に必要な 使用料	③ 経費回収率 100%を目標	192円/㎡ (43.3%)	203円/㎡ (51.5%)	216円/㎡ (61.2%)	○	×	△	×	△
	④ 経常収支比率 100%を目標	207円/㎡ (54.5%)	232円/㎡ (73.1%)	271円/㎡ (102.2%)	○	○	○	○	◎

○：経営の観点で好ましい状態、△：経営の観点で一部好ましくない状態、×：経営の観点で許容されない状態

2-③ 平均改定率の設定について

【第3回審議会資料より：検討ケース（経費回収率100%超）】

●検討期間で経費回収率（維持管理費分）常時100%超

- ・経費回収率を目標とした場合、必要な使用料単価は**192円/m³**（令和8～10年）です。
- ・**192円/m³**では、**経常収支比率100%未満となり、収支で赤字が発生**します。

●経費回収率（維持管理費分）100%

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
現行経営戦略+官民連携なし									
使用料単価	150円					165円			
経費回収率	83.0%	77.2%	75.7%	74.3%	73.0%	71.6%	77.3%	75.7%	74.2%
ケース①：官民連携なし									
経費回収率100%に必要な使用料単価	199円			210円			233円		
134円/m ³ に対する改定率	48.5%			56.7%			73.9%		
改定後の経常収支比率	101.8%	99.1%	98.9%	99.0%	97.6%	96.4%	96.5%	93.6%	92.9%
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876
ケース③：官民連携あり									
経費回収率100%に必要な使用料単価	192円			203円			216円		
134円/m ³ に対する改定率	43.3%			51.5%			61.2%		
改定後の経常収支比率	100.7%	98.2%	98.0%	98.3%	96.9%	95.9%	96.1%	93.4%	92.8%
改定後の資金残高（千円）	449,900	372,932	400,203	480,985	498,544	465,725	425,218	327,286	142,663

2-③ 平均改定率の設定について

【第3回審議会資料より：検討ケース（経常収支比率100%超）】

●検討期間で経常収支比率常時100%超

- ・経常収支比率を目標とした場合、必要な使用料単価は**207円/m³**（令和8～10年）です。
207円/m³の場合、経費回収率（維持管理費分）が100%を超えます。
- ・官民連携なしのケース②と比較すると**令和11年度以降に改定単価を引き下げることが可能**になる見込みです。

●経常収支比率100%

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
現行経営戦略+官民連携なし									
使用料単価	150円						165円		
経常収支比率	94.0%	91.6%	91.3%	90.0%	88.7%	87.7%	88.4%	86.0%	85.4%
ケース②：官民連携なし									
経常収支比率100%に必要な使用料単価	207円			236円			278円		
134円/m ³ に対する改定率	54.5%			76.1%			107.5%		
改定後の経費回収率	114.6%	106.5%	104.4%	116.8%	114.8%	112.7%	130.2%	127.6%	125.0%
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876
ケース④：官民連携あり									
経常収支比率100%に必要な使用料単価	207円			232円			271円		
134円/m ³ に対する改定率	54.5%			73.1%			102.2%		
改定後の経費回収率	114.6%	110.4%	108.2%	119.0%	116.9%	114.7%	130.9%	128.3%	125.7%
改定後の資金残高（千円）	484,170	441,632	503,323	650,705	735,004	769,025	854,658	882,696	823,853

2-③ 平均改定率の設定について

●使用料改定時期と改定幅

- ・収支試算の結果、現行経営戦略で予定していた使用料改定（令和8（2026）年：150円／m³）では、令和8（2026）年度に損益赤字が発生し、下水道事業の継続が困難となる見通しとなりました。
- ・下水道事業の継続のために、令和8（2026）年4月から新使用料へ改定する方針とし、改定幅は、令和8（2026）年度～10（2028）年度の期間で損益黒字を確保し安定した事業運営が可能な、平均改定率54.5%、使用料単価で207円/m³（令和5年度：134円／m³）にしたいと考えています。

2 議 使用料改定に関する審議

- ① 現行経営戦略との比較について
- ② 使用料算定期間の設定について
- ③ 平均改定率の設定について
- ④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

①基本使用料

- ・経営の安定化の観点から、**固定費を基本使用料へ合理的に配賦する改定が必要。**
- ・一方で、基本使用料の大幅な増額は小口使用者の大幅な改定になるため留意。

②基本水量制

- ・国土交通省「下水道経営のあり方検討会」では「廃止が望ましい」との提言。
- ・改定率が非常に高く（54.5%）、基本水量制を廃止した場合、少量排水者への影響が大きくなるため、**今回の使用料改定では現行制度を維持する方針。**
- ・将来的に基本水量制の解消に向けた検討を進める。

基本使用料	
排水量	使用料金
16m ³ まで	1,280円

※消費税抜き



超過使用料（1m ³ につき）	
排水量	使用料金
17m ³ ～30m ³	100円
31m ³ ～40m ³	140円
41m ³ ～60m ³	170円
61m ³ ～100m ³	210円
101m ³ ～200m ³	250円
201m ³ ～400m ³	290円
401m ³ ～600m ³	330円
601m ³ ～1,000m ³	340円
1,000m ³ ～2,000m ³	350円
2,001m ³ ～	360円

③累進使用料制

- ・大口使用者である少数（全体の3.5%）の事業者に、23.5%の使用料収入を依存している状況であり、下水道事業経営に影響を及ぼすリスクは高くなっている。
- ・使用水量区分ごとの使用者分布の実態を踏まえつつ、累進度の議論が必要。

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

下水道使用者に適正な使用料の負担を求めるために、使用料対象経費（汚水処理に必要となる使用料で賄うべき経費）を構成する、各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解し、基本使用料と従量使用料に配賦します。

- ・施設型事業である下水道事業は、使用料対象経費に占める固定費の割合が高い傾向にあります。固定費は、基本使用料で回収することが本来的に望まれますが、基本使用料が著しく高額となり、小口需要者（一般家庭など）の負担が大きくなることが想定されます。
- ・そのため、**事業経営の安定化を図るため、基本使用料に配賦する固定費の割合を段階的に高めるなど、基本使用料改定額について検討する必要があります。**

	維持管理費		資本費		項目	内容
	汚水処理費		減価償却費、支払利子		需要家費	使用水量の多寡に係わりなく利用者数に対応して増減する経費
全体の経費					固定費	使用水量・利用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費
控除する経費を算出	公費負担経費など		長期前受金戻入	公費負担経費	変動費	使用水量の多寡に応じて変動する経費
使用料対象経費を算出	使用料の対象としない経費	使用料対象経費	使用料の対象としない経費	使用料対象経費		

(全体の経費) - (控除する経費) = 使用料対象経費



需要家費、固定費、変動費に分解

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●使用料対象経費の分解結果

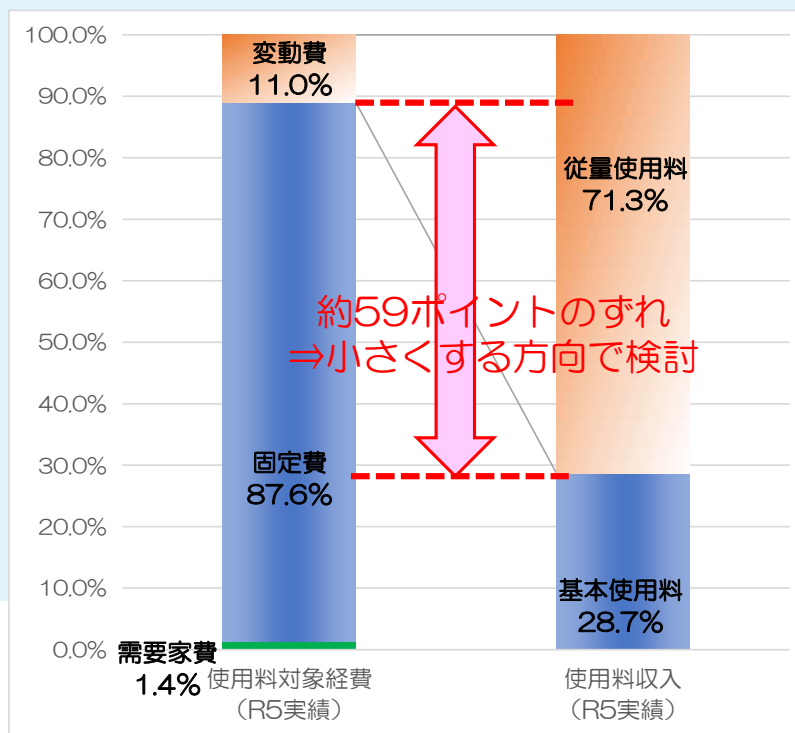
- ・令和8年度～10年度における使用料対象経費の最大は約4.75億円（令和9年度）。
- ・このうち需要家費が0.9%、固定費85.4% 変動費13.7%となりました。

⇒この4.75億円を、基本使用料と従量使用料で賄うために、どのような使用料体系が望ましいかを検討しました。

令和9年度 使用料対象経費分解（千円）		需要家費	固定費	変動費	合計	
維持管理費	光熱水費	-	1,922	-	1,922	0.4%
	動力費	-	-	85,768	85,768	18.0%
	薬品費	-	-	13,052	13,052	2.7%
	修繕費	-	44,514	-	44,514	9.4%
	委託費	-	207,473	-	207,473	43.6%
	手数料	156	-	-	156	0.0%
	使用料	1,010	-	-	1,010	0.2%
	普及促進費	3,256	-	-	3,256	0.7%
	職員給与費 （時間外勤務手当以外）	-	41,263	-	41,263	8.7%
	職員給与費 （時間外勤務手当）	-	-	143	143	0.0%
	その他 （業務費等）	-	54,500	-	54,500	11.5%
	資本費（長期前受金戻入、 一般会計繰入金控除後）	-	56,328	-	56,328	11.9%
控除額 （使用料収入以外の収益）		-	-	-34,045	-34,045	-7.2%
合計		4,422 0.9%	406,000 85.4%	64,918 13.7%	475,340	100.0%

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

- 令和5年度決算に基づく使用料対象経費の内訳と基本使用料・従量使用料収入の割合。
 - ・固定費は基本使用料で回収することが本来的に望まれますが、**令和5年度実績では基本使用料の収入が全体の約29%であるのに対し、固定費は約88%を占めています。**
 - ・経営の安定化の観点から、**基本使用料に配賦する固定費の割合を高める（基本使用料による収入を増額し、固定費の負担割合を上げる）方向**にしたいと考えています。



2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●基本使用料検討ケースの概要

- ・基本使用料の改定率が高くなると、少量利用者の改定率が高くなりすぎる恐れがあります
- ・一方で「固定費の負担割合の見直し」の観点からは、現況よりも経費比率が上昇していることが望ましいです

⇒（４）、（５）のケースを候補とし、従量使用料と合わせて使用料体系を検討します。

番号	視点	算定方法	基本使用料 経費比率 (%)	基本使用料 (円/2か月 税抜)	基本使用料 改定倍率	備考（寸評）	使用料体系 検討候補
-	現況 (R5)	-	26.1%	1,280円	-		
(1)	使用料算定の原則	「需要家費+固定費」の全額を基本使用料の対象経費とする	86.3%	6,390円	4.99倍	○「固定費を基本使用料で回収」という使用料算定の原則に沿っている ×基本使用料改定率が非常に大きい	
(2)	需要の変動	計画汚水量比率の日平均と時間最大汚水量の変動比率(0.75:1.5)を用い、固定的経費の50%を基本使用料対象経費とする	43.6%	3,230円	2.52倍	△(1)より改定率は下がるが、改定率が2倍を超える ×時間最大はポンプ場・管路が対象で、終末処理場の処理能力対応ではなく、根拠が弱い	
(3)		計画汚水量比率の日平均と日最大汚水量の変動比率(0.75:1.0)を用い、固定的経費の25%を基本使用料対象経費とする	22.3%	1,650円	1.29倍	×現況より基本使用料による固定的経費の負担割合が下がり、「固定的経費の負担割合の見直し」に逆行する	
(4)	ケース間の中間値	(2)と(3)の中間	36.8%	2,400円	1.88倍	○固定的経費の負担割合が現況より上昇し、「固定的経費の負担割合の見直し」につながる。 △基本使用料改定率が2倍近くとなるが、「平均改定率」の次に低くなる	○
(5)	平均改定率	平均改定率54.5%を現行基本使用料に乗じる。	26.8%	1,980円	1.55倍	○改定の考え方がシンプルで分かりやすい。 △固定的経費の負担割合は現況と同等のため、「固定的経費の負担割合の見直し」は進まない。	○

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

- 基本使用料の候補 2 ケースに対し、従量使用料を検討し使用料体系（案）を設定

ケース	基本使用料	基本使用料の考え方
1	1,980	現行基本使用料×平均改定率
2	2,400	「需要の変動」による検討の中間

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●検討ケースは下表の通りです。

検討ケース 2か月使用水量		現行 R5	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
基本使用料（円）		1,280	1,980		2,400
従量単価（円）					
水量 区分	17～30	100	160	150	130
	31～40	140	220	240	220
	41～60	170	270	280	260
	61～100	210	330	330	310
	101～200	250	390	390	370
	201～400	290	450	430	430
	401～600	330	510	500	490
	601～1,000	340	530	520	500
	1,001～2,000	350	550	530	510
	2,001～	360	560	540	520

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●各ケース・使用水量別の改定前後の下水道使用料（2か月当り、税抜）は下表の通りです。

検討ケース 2か月使用水量		現行 R5	【参考】 R6.10月～ 水道料金 (口径13mm)	【参考】 R7.10月～ 水道料金 (口径13mm)	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
水量別 下水道使用料 (2か月当り) ・改定率(下段)	16 m3	1,280 -	1,844 -	1,896	1,980 55%	1,980 55%	2,400 88%
	25 m3	2,180 -	3,149 -	3,237	3,420 57%	3,330 53%	3,570 64%
	30 m3	2,680 -	3,874 -	3,982	4,220 57%	4,080 52%	4,220 57%
	40 m3	4,080 -	5,434 -	5,582	6,420 57%	6,480 59%	6,420 57%
	50 m3	5,780 -	7,524 -	7,732	9,120 58%	9,280 61%	9,020 56%
	100 m3	15,880 -	20,454 -	21,002	25,020 58%	25,280 59%	24,020 51%
	200 m3	40,880 -	49,954 -	51,202	64,020 57%	64,280 57%	61,020 49%
	500 m3	131,880 -	146,254 -	150,202	205,020 55%	200,280 52%	196,020 49%
	1,000 m3	300,880 -	317,554 -	326,002	468,020 56%	458,280 52%	445,020 48%
	2,500 m3	830,880 -	839,554 -	861,502	1,298,020 56%	1,258,280 51%	1,215,020 46%

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

- 各ケース・使用水量別の改定前後の下水道使用料（1日当り、税抜）は下表の通りです。

検討ケース 2か月使用水量		現行 R5	【参考】 R6.10月～ 水道料金 (口径13mm)	【参考】 R7.10月～ 水道料金 (口径13mm)	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
水量別 下水道使用料 (一日当り) ・改定率(下段)	16 m3	21 -	31 -	32 -	33 55%	33 55%	40 88%
	25 m3	36 -	53 -	54 -	57 57%	56 53%	60 64%
	30 m3	45 -	65 -	66 -	70 57%	68 52%	70 57%
	40 m3	68 -	91 -	93 -	107 57%	108 59%	107 57%
	50 m3	96 -	125 -	129 -	152 58%	155 61%	150 56%
	100 m3	265 -	341 -	350 -	417 58%	421 59%	400 51%
	200 m3	681 -	833 -	853 -	1,067 57%	1,071 57%	1,017 49%
	500 m3	2,198 -	2,438 -	2,503 -	3,417 55%	3,338 52%	3,267 49%
	1,000 m3	5,015 -	5,293 -	5,433 -	7,800 56%	7,638 52%	7,417 48%
	2,500 m3	13,848 -	13,993 -	14,358 -	21,634 56%	20,971 51%	20,250 46%

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●基本使用料の設定

★基本料金は使用水量に関わらず接続戸数により算定される固定的な収入であり、経営の安定化を図るためには使用水量の増減に影響されない基本料金の比率を高める必要があります。

⇒基本料金2,400円とし、安定的な財源としたいと考えます。

2-④ 基本使用料と従量使用料制のあり方について

●従量使用料の見直し

- ・本町の従量使用料の課題として、**大口使用者である少数（全体の3.5%）の事業者の使用料収入が依存している状況**であり、経営に影響を及ぼすリスクは高くなっていることが挙げられます。
- ・「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」の提言では、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきとされています。

上記太字部2点の観点と、調定件数と有収水量の実績分布を踏まえ、従量使用料制の見直しに向け、複数ケースを設定して検討を行いました。

★従量料金については、多量排水者に負担を強いている状況が課題となっています。

⇒大幅な改定は少量排水者の急激な負担増となるため、今回の改定では多量排水者に一定の負担を求めつつ、現状よりも負担軽減につながるような従量単価としたいと考えます。

3 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて

	開催日時	テーマ
第1回 (諮問)	令和6年10月18日(金) 13:30~15:00	○概要説明 ・審議事項の説明 ・葉山町下水道事業の現状・課題 ・他自治体との比較 ・今後のスケジュール
第3回	令和6年11月20日(水) 10:30~12:00	○概要説明 ・使用料対象経費の算定方法 ●議題 ①使用料改定率に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第3回	令和7年3月27日(木) 13:00~15:00	●議題 ①使用料改定率・使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第4回	令和7年5月21日(水) 15:00~16:30	●議題 ①使用料改定率・使用料体系(案)に関する審議
第5回 (答申)	令和7年7月1日(火) 14:00~15:30	●議題 ①使用料改定(案)に関する最終審議 ②減免制度のあり方に関する最終審議

これで第 4 回を終了します。
お疲れ様でした。